

# 温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本的方向 及び ~~その他温室効果ガス等の排出の削減に環境配慮した契約の推進に関する重要事項~~について（案）

## 1. ~~温室効果ガス等の排出の削減に環境配慮した契約の推進に関する基本的考え方~~

各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、環境配慮契約法第 6 条の規定に基づき、基本方針に定めるところに従い、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下、「環境配慮契約」という。）の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

その際、基本方針に定められた基本的考え方に則り、契約を進めていくものとされている。ここでは、基本方針「1.（2）温室効果ガス等の排出の削減に環境配慮した契約の推進に関する基本的考え方」について解説する。

- ①国等が経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮することで、環境に配慮した物品や役務など（以下、「物品等」という。）の普及をもたらすのは、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占める、国等の契約の在り方が他の主体の契約の在り方に対しても大きな影響力を有しているため、国等が温室効果ガス等の排出の削減に環境配慮した契約を行うことにより、環境に配慮した物品等が市場において一層普及していくことにつながることを期待されることによるものである。

このため、できる限り広範な分野、すなわち基本方針に具体的に規定された種類、対象以外の契約についても、温室効果ガス等の排出の削減に環境配慮した契約の実施に努めることとしている。

- ②契約において温室効果ガス等の排出の削減に配慮しない場合には、温室効果ガス等の排出の削減が遅れ、結果として対策コストが増大する懸念に十分留意して、温室効果ガス等の排出の削減に環境配慮した契約に努める必要がある。

例えば、建築物の設計段階において環境配慮を実施した場合には、現行の標準的な仕様の建築物に比べ、単位面積当たり約 10%の二酸化炭素排出削減効果があることが報告されている。建築物寿命を 65 年と仮定し、平成 17 年度において政府実行計画<sup>1</sup>の対象となった施設（約 1,600 万 m<sup>2</sup>）が平均して建て替えられるものと仮定して二酸化炭素の削減効果を試算すると、1 年目における年間の二酸化炭素の削減効果は約 1,900t-CO<sub>2</sub>であるが、10 年

<sup>1</sup> 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 20 条の 2 第 1 項に基づく「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 19 年 3 月 30 日閣議決定。以下、「政府実行計画」という。）

目には年間約 1.9 万t-CO<sub>2</sub>、30 年目には年間約 5.7 万t-CO<sub>2</sub>の削減効果となり、立替の完了時点においては年間約 12.4 万t-CO<sub>2</sub>削減効果となる。さらに、建築物は長期にわたり供用されるものであるため、供用期間中を通じて二酸化炭素排出削減効果が累積されることとなり、設計段階において環境配慮を実施した場合の最終的な累積でみると 400 万t-CO<sub>2</sub>を超える二酸化炭素削減効果となる。建築物の設計段階において温室効果ガス等の排出の削減に配慮しなかった場合、400 万t-CO<sub>2</sub>超を他の手段で削減するための対策コストが必要になることになるが、設計段階において温室効果ガス等の排出の削減に配慮した場合にかかる対策コストと比較して大きくなる可能性がある。

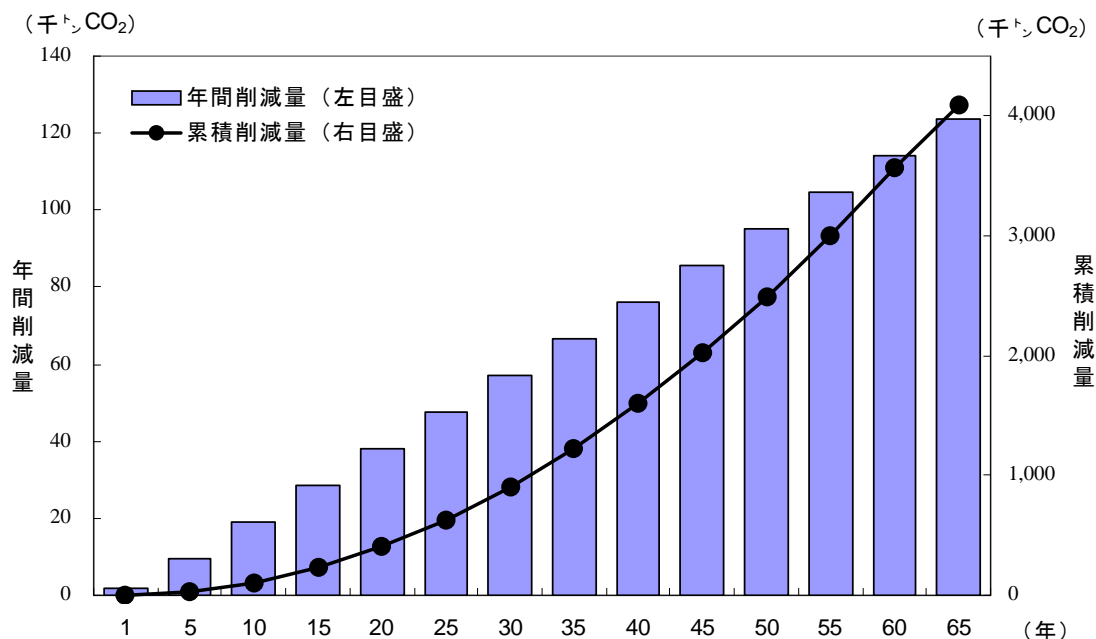


図 I - 1 建築物の設計段階において環境配慮を実施した場合の二酸化炭素削減効果の試算

③基本方針で温室効果ガス等の排出の削減に環境配慮した契約の具体的な方法を定める電力供給、自動車購入、省エネルギー改修及び建築物に関わる温室効果ガスの排出量は、政府の温室効果ガス総排出量の6割程度<sup>2</sup>に関係している。したがって、基本方針に則って温室効果ガス等の排出の削減に環境配慮した契約を推進することは、政府実行計画に定める目標（平成13年度を基準として、平成22年度から平成24年度までの政府の各行政機関の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの排出量の平均を少なくとも8%削減する）の確実な達成を効果的に推進することに資すると考えられる。また、独立行政法人等においても、地球温暖化対策に関する計画を策定・実行することが期待されている中で、当該計画に定める目標の達成を効果的に推進することにも資すると考えられる。

④調達に当たっては、行政目的を踏まえた要求性能を示す必要がある。この要求性能を明確

<sup>2</sup> 政府実行計画に基づく平成17年度排出量（確定値）に占める公用車、電気及びエネルギーの利用による温室効果ガス排出量の割合

にして公開することは、その条件の中で温室効果ガス等の排出の削減に配慮した提案等が行われることに寄与すると考えられる。また、契約に係る情報の公開は、[温室効果ガス等の排出の削減に環境配慮した契約](#)について、公正な競争が行われていることも明らかにする効果も期待される。

同時に、中小企業者が不利にならないようにするといった公正な競争の確保に留意する必要があるという観点から、要求要件等について、例えば、以下のようなことがないように努める必要がある。

- 要求要件において、性能を証明するために過大な試験を求めることや、規模・資本・実績等について不要な条件を設定すること
- 評価方法において、契約締結前に過大な負担を負わせるようなことを求めること
- 契約手続等において、支払いまでに契約相手方に過大な資金的な負担を負うことを求めること

これらの留意点を始めとして、契約の実施に当たっては、公正な競争の確保の観点から、事業者間の競争を不当に阻害しないことに配慮する必要がある。

⑤会計法（昭和 22 年法律第 34 号）に基づく契約を行う等、他の国等の契約に関する施策との調和を確保する必要がある。

⑥温室効果ガス等の排出の削減に関係のある施策として、エネルギー基本計画等が挙げられ、[温室効果ガス等の排出の削減に環境配慮した契約](#)の推進に当たっては、国の施策全体が合理的かつ効果的に実施されるように、それらの計画を始めとした温室効果ガス等の排出の削減に関係のある施策との調和を確保する必要がある。

⑦WTO 政府調達協定との整合性に配慮するという観点から、要求要件や評価方法を定める際に、外国製品に不利なものとならないようにする等、内外無差別の取り扱いの確保に努めることとする。その他、知的所有権の保護等、契約に関わる他の行政目的の配慮にも努めることとする。

## 2. その他温室効果ガス等の排出の削減に環境配慮した契約の推進に関する重要事項

(1) すべての契約における温室効果ガス等の排出の削減に環境配慮した契約の推進

### ① すべての契約における環境配慮契約の推進

基本方針に具体的に規定された種類、対象以外の契約の具体例としては、庁舎において自動販売機の設置許可を行う場合、自動販売機の性能等について許可に付随した一定の契約を結ぶことが想定される。その際、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく省エネルギー基準を達成している機器を用いることを求めるよう努

めることが望ましい。また、庁舎内の店舗等の販売形態（消費者の環境に配慮した行動の励行を含む。）や照明、空調等について、温室効果ガス等の排出の削減に努めることを契約内容に盛り込む等様々な契約において、温室効果ガス等の排出の削減に配慮することも手法の一つと考えられる。

温室効果ガス等の排出の削減が図られるよう契約の内容を確保することの具体例としては、契約の成果が報告書である場合において再生紙の使用を指定する等、直接購入する物品等に関して温室効果ガス等の排出の削減に配慮する取組を求めるほか、購入した物品を輸送する際に可能な限り低燃費・低公害車による納入や納入量に応じた適切なサイズの自動車の使用アイドリングストップの励行等エコドライブの実施を求める等、契約に基づく事業の実施に際して、温室効果ガス等の排出の削減に配慮するような契約に努めることが考えられる。

温室効果ガス等の排出の削減が図られるよう契約に係る物品等を利用することの具体例としては、国等の側でコピー機のスリープモードの適正使用自動車を運転する場合にアイドリングストップの励行等のエコドライブを実践する等物品の使用方法やサービスの活用方法において、温室効果ガス等の排出の削減に環境配慮した契約の成果が温室効果ガス等の排出削減に確実に繋がるよう努めることが考えられる。

温室効果ガス等の排出の削減が図られるよう契約に際しての事務を行う具体例としては、不要な資料の提出を減らすことや両面コピー電子媒体の活用の励行等が考えられる。

行政分野における温室効果ガス等の排出削減が行政分野以外の温室効果ガス等の排出拡大を招くことのないように配慮することの例としては、使用段階において温室効果ガス等の排出の削減に資するだけでなく、リサイクルが容易な物品を購入することが考えられる。

~~なお、PFI事業にあっては、PFI推進委員会報告「真の意味の官民のパートナーシップ（官民連携）実現に向けて」（平成19年11月15日）において、地球温暖化対策の重要性の観点から、「要求水準書、審査基準に地球温暖化対策につき位置付けることを促進すること等、PFIにおける具体的な対応策について検討し、速やかに措置を講ずる」と位置付けられたことを踏まえ、本法の趣旨及び同報告書に従って、適切に温室効果ガス等の排出の削減に配慮することが望ましい。~~

## ② PFI事業における環境配慮契約の推進

PFIは公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的な社会資本整備を図ること等を目的としており、モニタリングを通して、サービスの質の維持・向上を担保する長期契約等の特徴がある。平成19年度におけるPFI事業の実施方針公表件数は、国及び独立行政法人で16件、地方公共団体等27件の計43件となっている（内閣府PFI推進室調査）。

また、国及び独立行政法人等におけるPFI事業は、大学・試験研究機関、宿舎・住宅、庁舎等の相当程度規模が大きな事業が主たる対象<sup>3</sup>となっており、PFI事業に伴う温室効果ガス等の排出も相当程度多いと考えられている。

<sup>3</sup> PFI事業情報 <http://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai7.html>

平成 20 年 6 月にPFI事業における地球温暖化防止に向けた課題と対応方針をまとめた「PFIにおける地球温暖化防止への対応」<sup>4</sup>（内閣府PFI推進室）においては、「PFI事業においても、地球温暖化防止に向けた取組は急務であり、実効性のある温室効果ガス排出削減対策を推進していく必要がある」と明記されており、また、PFI事業では「施設の設計・施工・運営維持管理業務を含め包括的に民間事業者に委託し、民間事業者の創意工夫を引き出すことにより、地球温暖化対策としての大きな効果が期待できる」と分析されている。さらに、この際、光熱水費を事業費に含めれば、「エネルギー関連施設の運転維持管理を通じて生じた光熱水費の削減メリットを民間事業者が享受できる仕組みが生まれることから、より一層の省エネルギーが期待できる」としている。具体的には、「PFIにおける地球温暖化防止への対応」及び「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方（案）」<sup>5</sup>において、「エネルギー（電気・ガス・水道等）の調達を民間事業者の業務範囲とし、管理者等が支払うサービス対価に光熱水費を含め」ることにより「イニシャルコストが割高であっても、光熱水費を含めたPFI-LCC低減が実現できる場合は、省エネルギー設備の積極的な導入が期待できる」仕組みとすること等の対応策が示されている。

このように PFI 事業の実施に係る契約に当たっては、本法の趣旨及び上記とりまとめに示された対応策を踏まえ、適切に温室効果ガス等の排出の削減に配慮することが望ましい。

なお、環境に配慮したPFI事業の事例としては、エネルギーの調達を民間事業者の業務範囲としている事例<sup>6</sup>の他、事業者に求める提案に「地球環境への配慮に関する提案」を設定している事例が多数あり、さらに事業において配慮すべき法令として本法を位置付けている事例、生涯二酸化炭素排出量（LCCO<sub>2</sub>）の算出を入札の際要請し、審査項目としている事例<sup>7</sup>等がある。

### **③ 環境マネジメントシステムの考慮**

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための仕組みである環境マネジメントシステムは、事業活動を環境に配慮したものに変わっていくために効果的な手法であり、幅広い事業者が積極的に取り組んでいくことが期待される。

温室効果ガス等の排出の削減を図るため、環境配慮契約の対象となる製品やサービスを扱う事業者が製造工程等の事業活動全体の環境配慮を推進することが重要であり、そのために ISO14001 やエコアクション 21 等の認証取得等、事業者が環境マネジメントシステムを構築することが有効であり、積極的に推奨すべきものと考えられる。なお、環境マネジ

<sup>4</sup> 「PFI における地球温暖化防止への対応」（平成 20 年 6 月 PFI 推進室）<http://www8.cao.go.jp/pfi/environment.html>

<sup>5</sup> 「PFI 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方（案）」（平成 20 年 7 月 PFI 推進委員会）  
[http://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai/shiryo\\_a173.pdf](http://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai/shiryo_a173.pdf)

<sup>6</sup> PFI 事業において、エネルギーの調達を民間事業者の業務範囲としている事例（東京都多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）整備事業）  
[http://www.byouin.metro.tokyo.jp/shoukai/pfi/pfi\\_tama.html](http://www.byouin.metro.tokyo.jp/shoukai/pfi/pfi_tama.html)

<sup>7</sup> PFI 事業において、事業において配慮すべき法令として本法を位置付けている事例、LCCO<sub>2</sub>の算出を入札の際要請し、審査項目としている事例（銚子市立銚子高等学校施設整備等事業）  
[http://www.city.choshi.chiba.jp/edu/education/ky\\_soumu/pfi/pfi.html](http://www.city.choshi.chiba.jp/edu/education/ky_soumu/pfi/pfi.html)

メントシステムの認証取得は、認証取得者による環境配慮活動の内容が重要であることから、認証取得自体が目的とならないよう留意する必要がある。

このため、WTO政府調達協定との整合性に十分配慮<sup>8</sup>しつつ、調達者の適切な判断の下、プロポーザル方式や総合評価落札方式の契約において、入札等へ参加するための必須条件とはしないものの、事業者を選定する場合の評価項目の一つとして必要に応じ、事業者の環境マネジメントシステム構築の有無を取り上げ、適切に評価することもできる。

## (2) 契約の推進体制の整備

できる限り広範な分野で温室効果ガス等の排出の削減に環境配慮した契約に努める観点から、各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、局長（官房長）相当職以上の者を体制の長とし、すべての内部組織が参画する体制を整備する必要がある。特に、この点に関して知見や責任を有する環境担当部局や会計・調達担当部局が主体的に関与するように努める必要がある。

## (3) 締結実績の概要の公表等

環境配慮契約法第8条において、各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、温室効果ガス等の排出の削減に環境配慮した契約の締結の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知するものとされている。この公表においては、できる限りわかりやすい形で公表するように努める必要があると基本方針では定めているが、例えば実績の対前年度比を示す等の形が考えられる。

## (4) 職員に対する温室効果ガス等の排出の削減に環境配慮した契約推進のための普及啓発等の実施

温室効果ガス等の排出の削減に環境配慮した契約を締結する上では、基本方針の内容等について、十分な理解が必要になる。また、一定の技術的な評価を行う場合があり、その際には、技術的な知識が必要になる。

具体的には、環境省等が開催する説明会に職員の出席を促す等、契約に関わる職員に対して温室効果ガス等の排出の削減に環境配慮した契約に係る普及啓発を行うことや、最新の技術的な知識の取得を促進することが必要である。

## (5) 情報の整理等

環境省において、各省各庁の長及び独立行政法人等の長から通知された温室効果ガス等の排出の削減に環境配慮した契約の締結の実績の概要等を基にして、国及び独立行政法人

<sup>8</sup> 産品の特性に関連しない生産工程・生産方法（産品非関連 PPM : Processes and Production Methods）を考慮することについては、市場参入の障壁となる可能性に関し、各国の解釈が分かれており、「同種の産品（like products）」に対しては同等の待遇を与えるべきとの WTO の基本理念との整合性の観点からの指摘がある（経済産業省：2008 年版不公正貿易報告書他）。-

等の温室効果ガス等の排出の削減に環境配慮した契約の締結に関する状況等について整理及び分析を行う。その上で、国等だけでなく国民一般が温室効果ガス等の排出に配慮した契約を行うことを促進するため、広く、わかりやすい形で関連の情報を公表することとする。

国及び独立行政法人等においては、当該情報や国及び独立行政法人等以外での取組状況その他の情報を十分に活用して、できる限り温室効果ガス等の排出の削減に環境配慮した契約を行うように努めることとする。

## (6) 他の施策との連携

環境省は、国及び独立行政法人等の温室効果ガス等の排出の削減に環境配慮した契約の締結に関する状況等について、整理及び分析並びに公表に係る業務を行う際には、国等による環境物品等の調達への推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下、「グリーン購入法」という。）による環境物品等の調達状況等の整理及び分析並びに公表のための業務と十分調整を図り、国等の業務ができるだけ合理的かつ効率的になるように努めることとする。

## (7) 基本方針の検討

国及び独立行政法人等の温室効果ガス等の排出の削減に環境配慮した契約の締結に関する状況等を踏まえつつ、基本方針の内容について必要に応じて行う見直しとは、現行の基本方針の規定を必要に応じて見直すことと、新たに具体的な規定を設けるべき分野について検討を行い、必要に応じて追加することを指す。

有識者による検討会等における検討事項等について、環境省は、国及び独立行政法人等に対して必要な情報を提供する。国及び独立行政法人等は、基本方針改訂後の環境配慮契約の円滑な実施のためには適切な準備が望ましいことに鑑み、当該情報を活用しつつ、必要に応じて実態調査を行う等、発注の際に事業者に提示すべき情報の整理や調達体制の構築等の準備を行うよう努める必要がある。